



県章

山形県公報

令和元年7月5日(金)
第18号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則……………(健康福祉企画課) ……229
- 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……231

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……232
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……233
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……235
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……236
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 民有保安林指定の予定……………(森林ノミクス推進課) ……237
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……238
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(情報政策課) ……239
- 令和元年山形県保育士試験の実施……………(子育て支援課) ……同
- 指定管理者の募集……………(山形県総合文化芸術館整備推進課) ……240
- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……241
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(教育庁) ……244
- 一般競争入札の公告……………(山形工業高等学校) ……同
- 同……………(警察本部) ……246

正 誤

規 則

山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則（昭和39年9月県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、費用負担者に係る当該入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、当該年度の前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税（同法に規定する特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下「市町村民税所得割」という。）の額の合算額が56万4千円以下である場合は、この限りでない。

第3条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の市町村民税所得割の額は、地方税法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に掲げる扶養親族（措置入院者の入院のあつた月の属する年度の初日の属する年の前年の末日（以下「市町村民税所得割に係る判定日」という。）における年齢が16歳未満の者（当該末日以前1年間（以下「判定期間」という。）に死亡した者であつて、当該死亡した日における年齢が16歳未満のものを含む。）に限る。以下「扶養親族」という。）がいるもの及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（市町村民税所得割に係る判定日における年齢が19歳未満の者（判定期間に死亡した者であつて、当該死亡した日における年齢が19歳未満のものを含む。）に限る。以下「特定扶養親族」という。）がいるものにあつては、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除して市町村民税所得割の額を算定するものとする。

(2) 措置入院者の入院のあつた日における費用負担者の住所が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内にある者にあつては、当該者を当該入院のあつた日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割の額を算定するものとする。

(3) 費用負担者が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者」と読み替えた場合に同号に掲げる寡婦に該当することとなる場合又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者」と読み替えた場合に同号に掲げる寡夫に該当することとなる場合にあつては、当該寡婦に該当することとなる者を同項第11号に掲げる寡婦と、当該寡夫に該当することとなる者を同項第12号に掲げる寡夫とそれぞれみなして、次に定めるところにより市町村民税所得割の額を算定するものとする。

イ 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者にあつては、市町村民税所得割の額は、零とする。

ロ イに該当しない者にあつては、地方税法第314条の2第1項第8号に定める金額（当該者が同条第3項中「同号イ」とあるのを「同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者」と読み替えた場合に同号イ」と読み替えた場合に同項に該当する者であるときは、同項に規定する金額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、令和元年6月分以後の月分として徴収する入院に要する費用について適用し、同年5月分以前の月分として徴収する入院に要する費用については、なお従前の例による。

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和55年4月県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、費用負担者に係る当該入院のあつた月の属する年度(当該入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、当該年度の前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する市町村民税(同法に規定する特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下「市町村民税所得割」という。)の額の合算額が56万4千円以下である場合は、この限りでない。

第11条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の市町村民税所得割の額は、地方税法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に掲げる扶養親族(措置入院者の入院のあつた月の属する年度の初日の属する年の前年の末日(以下「市町村民税所得割に係る判定日」という。)における年齢が16歳未満の者(当該末日以前1年間(以下「判定期間」という。)に死亡した者であつて、当該死亡した日における年齢が16歳未満のものを含む。)に限る。以下「扶養親族」という。)がいるもの及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(市町村民税所得割に係る判定日における年齢が19歳未満の者(判定期間に死亡した者であつて、当該死亡した日における年齢が19歳未満のものを含む。)に限る。以下「特定扶養親族」という。)がいるものにあつては、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除して市町村民税所得割の額を算定するものとする。

(2) 措置入院者の入院のあつた日における費用負担者の住所が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内にある者にあつては、当該者を当該入院のあつた日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割の額を算定するものとする。

(3) 費用負担者が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者」と読み替えた場合に同号に掲げる寡婦に該当することとなる場合又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者」と読み替えた場合に同号に掲げる寡夫に該当することとなる場合にあつては、当該寡婦に該当することとなる者を同項第11号に掲げる寡婦と、当該寡夫に該当することとなる者を同項第12号に掲げる寡夫とそれぞれみなして、次に定めるところにより市町村民税所得割の額を算定するものとする。

イ 地方税法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者にあつては、市町村民税所得割の額は、零とする。

ロ イに該当しない者にあつては、地方税法第314条の2第1項第8号に定める金額(当該者が同条第3項中「同号イ」とあるのを「同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者」と読み替えた場合に同号イ」と読み替えた場合に同項に該当する者であるときは、同項に規定する金額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

第11条に次の1項を加える。

4 月の中途において措置入院者が入院し、又は退院する場合の当該月の費用徴収額は、日割計算によるものとする

る。

別記様式第8号中「前年分の所得税額」を「本年度分の市町村民税の所得割の課税」に改め、同様式の注書第2項中「記入する」を「記載する」に、「記入した」を「記載した」に改め、同項を同注書第3項とし、同注書第1項の次に次の1項を加える。

- 2 措置入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、当該入院のあつた月の属する年度の前年度分の市町村民税の所得割の課税の有無について「本年度分の市町村民税の所得割の課税の有無」の欄に記載した文字を○で囲むこと。

「(2) 措置入院者及び家族の前年分に係る次の書類

別記様式第8号中 イ 給与所得のみの者 源泉徴収票（各事業所長発行） を「(2) 措置入院
ロ 上記以外の者 納税証明書（税務署長又は市町村長発行）」

者及び家族に係る市町村民税の所得割の課税の状況が記載されている書類」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条の規定は、令和元年6月分以後の月分として徴収する入院に要する費用について適用し、同年5月分以前の月分として徴収する入院に要する費用については、なお従前の例による。
- 3 令和元年5月31日の経過する際に措置入院者であった者が同年6月1日以後引き続き精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により入院する場合であつて、改正後の第11条第1項の規定により新たに同月分以後の月分として当該入院に要する費用を徴収する場合の当該費用については、当該入院に限り、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正前の別記様式第8号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あらた	障がい者サポートセンターあらた 酒田市東町一丁目15番地の25	通 所 介 護	令和元. 6. 26

山形県告示第137号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があつた。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ワイエヌケー	庄内訪問介護事業所 きずな 東田川郡庄内町余目字猿田 7 番地 2	訪 問 介 護	令和元. 6. 30

山形県告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
みちのく政宗デンタルクリニック サテライト診療所	山形市籠田一丁目14番15号	平成30. 8. 1
結 城 歯 科 医 院	山形市久保田三丁目 7 番28号	同 10. 1
奥 山 歯 科 医 院	寒河江市八幡町 1 番 3 号	同 11. 17
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン に じ	東根市温泉町三丁目 4 - 38 - 110	同 12. 1
青 空 訪 問 看 護 事 業 所	西村山郡河北町西里字白山堂737番地の 1	同 12. 27
み ん な の 薬 局 松 波 店	山形市あこや町三丁目18番33号	平成31. 1. 1
蔵 王 サ ン 薬 局	山形市成沢西四丁目 4 番11号	同 2. 1
ウエルシア薬局 酒田亀ヶ崎店	酒田市亀ヶ崎三丁目19番10号	同
か も め 薬 局 酒 田 店	酒田市東泉町一丁目12番地の53	同 3. 1
いちまる訪問看護ステーション	山形市南栄町二丁目14番26号	同
福田歯科クリニック ハッピーケア	天童市老野森三丁目21番29号	同 3. 2
訪問看護ステーション レント	天童市老野森一丁目 5 番16号	同 3. 14
舟 形 ク リ ニ ッ ク	最上郡舟形町舟形365番地17	同 4. 1
お お い し だ 調 剤 薬 局	北村山郡大石田町大字大石田甲185番地 1	同

山形県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
 イオン薬局天童店
 天童市芳賀タウン北四丁目 1 番 1 号
- (2) 変更の内容

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
天童市芳賀土地区画整理事業地内34街区	天童市芳賀タウン北四丁目1番1号	平成29.11.13

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
ぬくもり訪問看護ステーション
米沢市松が岬二丁目6番16号
- (2) 変更の内容

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
米沢市立町4339番地	米沢市松が岬二丁目6番16号	平成30.10.1

- 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
医療法人徳洲会 山形徳洲会病院（医科）
山形市清住町二丁目3番51号
- (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形徳洲会病院（医科）	医療法人徳洲会 山形徳洲会病院（医科）	平成30.11.2

- 4 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
医療法人徳洲会 山形徳洲会病院（歯科）
山形市清住町二丁目3番51号
- (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形徳洲会病院（歯科）	医療法人徳洲会 山形徳洲会病院（歯科）	平成30.11.2

- 5 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
オリビエ薬局馬見ヶ崎店
山形市馬見ヶ崎四丁目2番5号
- (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
かりん調剤薬局	オリビエ薬局馬見ヶ崎店	平成31. 1. 1

6 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

訪問看護ステーション心意気
山形市馬見ヶ崎一丁目13番20号

(2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
訪問看護ステーションココロイキ	訪問看護ステーション心意気	平成31. 1. 1

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市八日町一丁目 3 番60号の 2	山形市馬見ヶ崎一丁目13番20号	平成31. 1. 1

山形県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
みちのく政宗デンタルクリニック山形診療所	山形市竈田三丁目2番5号 グランディールY 2階	平成30. 6. 30
奥 山 歯 科 医 院	寒河江市八幡町1番3号	同 11.16
奥 山 医 院	西村山郡大江町大字左沢310番地	同 12.13
み ん な の 薬 局 松 波 店	山形市松波二丁目2番7号	同 12.30
寺 尾 歯 科 医 院	鶴岡市湯温海甲228	同 12.31
佐 藤 小 児 科 医 院	山形市小白川町三丁目9番15号	平成31. 2. 1
か も め 薬 局 酒 田 店	酒田市東泉町一丁目12番地の53	同 2.28

福田 歯科クリニック ハッピーケア	天童市東久野本一丁目6番33号	同	3. 1
-------------------	-----------------	---	------

山形県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	休 止 年 月 日
ヤマザワ調剤薬局天童市民病院前店	天童市駅西五丁目1番9号	平成31. 2. 28

山形県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 介 護 機 関 の 名 称	施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類	指 定 介 護 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
阿部歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	上山市旭町三丁目3番31号	平成30. 10. 1
もとさわ歯科	居宅療養管理指導	山形市大字長谷堂字御手作4442	同 12. 7
デイ こもれび	通 所 介 護	東根市中央四丁目3番10号	平成31. 3. 28

山形県告示第143号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
み ゆ き 会 病 院	上山市弁天二丁目2番11号	令和元年7月14日から 令和4年7月13日まで

山形県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営鶴田野地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称

県営鶴田野地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鮭川村役場

3 縦覧に供する期間

令和元年7月10日から同年8月8日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

鶴岡市五十川字鷹ヶ坂1-1、2-2

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- イ 主伐に係る伐採を禁止する。
- ロ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第146号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所		登録 年月日
			種 穂		苗 木				
	住 所	名称及び 代表者の氏名	採 取	精 選	幼苗 の 育成	幼苗以外 の 苗木育成	名 称	所在地	
283	長井市屋 城町7番 1号	那須建設株式会 社 代表取締役社長 那須 正			○		那須建設株式会 社コンテナ苗事 業	長井市川 原沢字松 山1469番	令和元年 7月5日

山形県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和元年7月5日から同月19日まで縦覧に供する。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形羽入線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字蔵増字谷地4931番2から 同 4962番1まで		旧	13.4メートル } 13.4	メートル 48
同	上	新	49.6メートル } 13.4	同 上

山形県告示第148号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市大宝寺町及び同市宝田二丁目地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年7月1日から同年9月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（街区基準点復旧測量）

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第23号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年7月5日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

2 老人ホームの項の表中

特別養護老人ホームあかしや共生苑	〃	桧町三丁目4番17号	を
特別養護老人ホームあかしや共生苑	〃	桧町三丁目4番17号	に、
ショートステイあかしや共生苑	〃	〃	

虹の家こころ	〃	日枝字海老島36-4
シニア・ライフ・サポート・マンション 瑞穂の郷	〃	羽黒町細谷字北田128番地1
シニアライフサポートマンション瑞穂の郷東館	〃	〃
シニアライフサポートマンション瑞穂の郷西館	〃	〃

を

虹の家こころ	〃	日枝字海老島36-4
--------	---	------------

に改める。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県基幹高速通信ネットワーク更新に係る基本設計業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 令和元年6月12日
- 4 落札者の名称及び所在地
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
- 5 落札金額 56,430,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成31年4月26日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所

区 分	期 日	時 間	場 所
筆記	令和元年10月19日（土）	午前10時30分から午後4時30分まで	別途指定する。
	令和元年10月20日（日）	午前10時から午後4時30分まで	
実技	令和元年12月8日（日）	別途指定する。	別途指定する。

- 2 受験手続

受験申請書を令和元年7月24日（水）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（令和元年7月24日（水）までの消印のあるもの）に限り受け付ける。

- 3 その他

(1) 令和元年保育士試験受験の手引及び受験申請書の配布を希望する者は、次のいずれかの方法により、令和元

- 年7月12日（金）までに一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。
- イ 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページから請求する方法
- ロ 「手引請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角形2号）を封入して郵送する方法
- (2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120(4194)82）に問い合わせること。

山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）の指定管理者を次のとおり募集する。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）
- (2) 所在地 山形市双葉町一丁目2番38号

2 指定の期間

令和元年12月1日から令和8年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和元年7月5日（金）から同年8月15日（木）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部山形県総合文化芸術館整備推進課 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2903

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和元年7月24日（水）から同年8月15日（木）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート1号棟	新庄市金沢1494 -1	3DK	62.8	1	一般用	15,700 円	18,200 円	20,800 円	23,500 円	26,800 円	30,900 円	3月分 の家賃 に相当 する額
同 3号棟	同 -1	同	57.1	1	同	14,500 円	16,800 円	19,200 円	21,600 円	24,700 円	28,600 円	

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年8月5日から同月9日までの午前9時30分から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和元年8月9日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
新庄市金沢字大道上2034
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 令和元年10月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県教育情報セキュリティ対策に係る基本設計業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県教育庁総務課教育情報化推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2409
- 3 落札者を決定した日 令和元年6月17日
- 4 落札者の名称及び所在地
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
- 5 落札金額 33,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成31年4月23日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手段の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の適用を受ける。

令和元年7月5日

山形県立山形工業高等学校長 阿 部 稔

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市緑町一丁目5番12号 山形県立山形工業高等学校 第一会議室
 - (2) 日時 令和元年7月26日（金） 午前11時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達する役務の名称及び数量 情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービス 一式
 - (2) 調達する役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
 - (3) 契約期間 令和元年9月1日から令和6年8月31日まで
 - (4) 納入場所 山形市緑町一丁目5番12号 山形県立山形工業高等学校 コンピュータA教室、B教室及びC教室
 - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和元年9月分から令和2年3月分までの7箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち令和元年9月30日分までの金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と入札書に記載された金額のうち同年10月1日以後分の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）との合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和元年9月分から令和2年3月分までの7箇月分に相当する金額のうち令和元年9月までの金額の108分の100に相当する金額と同年10月1日以後分の金額の110分の100に相当する金額との合計額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 過去2年以内に、国又は地方公共団体とパーソナルコンピュータ及びソフトウェアの賃貸借並びに保守サービスに係る契約を締結し、履行した実績を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市緑町一丁目5番12号 山形県立山形工業高等学校事務室 電話番号023(622)4934
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立山形工業高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和元年7月16日（火）までに山形県立山形工業高等学校事務室に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうか審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、この契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of the computers for information-related education: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. July 26, 2019
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Yamagata Technical High School, 5-12 Midoricho 1-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-0041 Japan TEL 023(622)4934

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県警察行政情報ネットワーク通信機器等更新業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年7月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 令和元年8月22日（木） 午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
山形県警察行政情報ネットワーク通信機器等更新業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期限 令和2年3月19日（木）
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係
電話番号023(626)0110
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所 仕様書等交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係で交付する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和元年7月29日（月）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月23日（火）午後4時までに山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書審査申請書を提出すること。
- (2) 応札物品仕様書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め及び再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Business consignment of update work of network equipment: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. August 22, 2019
- (3) Contact point for the notice: Information Management Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023(626)0110

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
令和元. 6. 21	第14号	171	下から1	丸山正博	丸川正博

令和元年7月5日印刷 発行所 山形県庁
令和元年7月5日発行 発行人 山形県